

報 告 事 項	報 告 内 容
被処分者の氏名又は法人名称	森下 隆
登録番号又は法人番号	第92340284号
所属する単位会	広島県行政書士会
事務所名称	行政書士森下隆事務所
事務所所在地	広島県広島市中区光南二丁目18番6号
処分年月日	令和7年5月1日
処分内容（種類）	会員権の停止 3ヶ月
上記処分をした理由	<p>ア. 令和6年5月28日に開催された本会当初総会（以下、当初総会という。）において、某会員が濫用的告訴権の行使をしたことについて問題であるとの趣旨で甲会員が質問中に、突然「乙会員も告訴されてますがね！乙会員！」などと不規則発言により怒声を上げて質疑を中断させ、もって根拠もなく乙会員も濫用的告訴をしたとの印象を出席者に与えたこと、及びこれにより当初総会の議事進行を妨害したこと。</p> <p>当初総会において、甲会員の質問中に机を複数回叩いて大きな音を生じさせながら「どの口がいいよるんかという話なんよ！」と怒声を上げ、もって有形力の行使によって質問を中断させ当初総会の議事進行を妨害したこと。</p> <p>イ. 同年7月9日に開催された本会継続総会（以下、継続総会という。）において、綱紀委員長の答弁中に不規則発言をもって、根拠も相当と信ずる理由もなく「綱紀委員長の答弁に嘘がある。事実、不退去罪で、立入調査をすると言って、会員のところに行っている。ここに証明はあるよ。証拠はあるよ。」など事実と異なる内容の発言をし、綱紀委員長とともに調査担当委員らが不退去罪の犯罪行為を行った、立ち入り調査を強要した、などと断定した不規則発言を繰り返し行ったこと。</p> <p>継続総会において、選挙管理委員会に対する自己の質問中に質問は予告したものに限られるところ「別件ですが」、「蛇足ですが」などと付け加えて、質問書で予告した主題とはまったく異なる話を議長の許可なく持ち出し、「内容証明が本会の方に届いてますから。綱紀委員長の人権無視。立ち入り調査、そういうことを会員に行っているこ</p>

	<p>とについて、会長の方に内容証明が届いていますから。」など、と綱紀委員長及び調査担当委員らが不退去罪の犯罪行為により会員の人権を侵害したとの趣旨の不規則発言を根拠も相当と信ずる理由もなく繰り返し、もって継続総会の議事進行を妨害し、かつ綱紀委員会の調査に不信を抱かせ出席会員をして混乱させ得る発言をしたこと。</p> <p>ウ. 綱紀委員会の調査において、継続総会で自身が存在するとした証拠の提出を求められたにもかかわらず言を左右にして提出をせず、かつ弁明の際に調査担当委員に対し不退去罪だと主張し「心当たりがあるじゃろ。 証人おるよ。ええ度胸じゃ。」と、何らの根拠も示さず恫喝的な発言をしたこと。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	本会会則第70条及び第71条、本会総会運営規則第17条、行政書士職務基本規則第1条、第4条及び第20条、日本行政書士会連合会会則第59条、第60及び第62条並びに行政書士法第10条及び第13条違反(実施根拠 第96条、第97条)